

## 日田市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部改正について（趣旨）

### 1. 目的・理由

生活保護法の一部改正により「資力がある場合の返還金の保護費との調整」に関する規定が追加されたことから、当該項目を本規則で定める徴収金等支払申出書に追加するため、所要の措置を講ずること。

### 2. 主な内容

本規則で定める支援給付費から徴収することを申し出るための様式「徴収金等支払申出書」において、生活保護法の一部改正に伴い、法第77条の2に基づく返還金の徴収に係る規定が追加されたため、生活保護法の規定に準じて、本規則に係る当該申出書の規定を追加すること。

### 3. 施行の時期

公布の日から施行すること。

### 4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

### 該当理由

公益上、緊急に定める必要があるため規則の一部を改正するもの。